

船舶インシデント調査報告書

令和6年10月2日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和5年11月12日 09時30分ごろ
発生場所	大分県津久見市地無垢島北西方沖 楠屋埼灯台から真方位027° 3.8海里付近 （概位 北緯33° 10.9′ 東経131° 56.9′）
インシデントの概要	プレジャーボート ^{みやび} 雅丸は、航行中、船外機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和6年4月16日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 雅丸、5トン未満（長さ5.28m） 294-18018大分、個人所有 ガソリン機関、船外機、2サイクル、出力55.15kW、回転数毎 分5,500、3気筒、ボア86mm、使用燃料ガソリン、機関製造 年月日不詳、平成5年11月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過等	本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、地無垢島南西方の釣り場に向けて航行中、船外機が停止した。 船長は、船外機の始動を試みたが、セルモーターが回るものの、始動できなかったため、運航不能と判断して118番通報し、本船は、来援した巡視艇によりえい航され、津久見市津久見港に到着した。 船外機は、本インシデント後、船長により点検が行われ、クランク軸の動力を機械過給用の空気圧縮機に伝えるベルト（以下「本件ベルト」という。）が脱落し、空気圧縮機が駆動できず、シリンダーに空気の供給が途絶え、始動できなくなったことが判明し、本件ベルトが交換されて復旧した。（写真1参照）

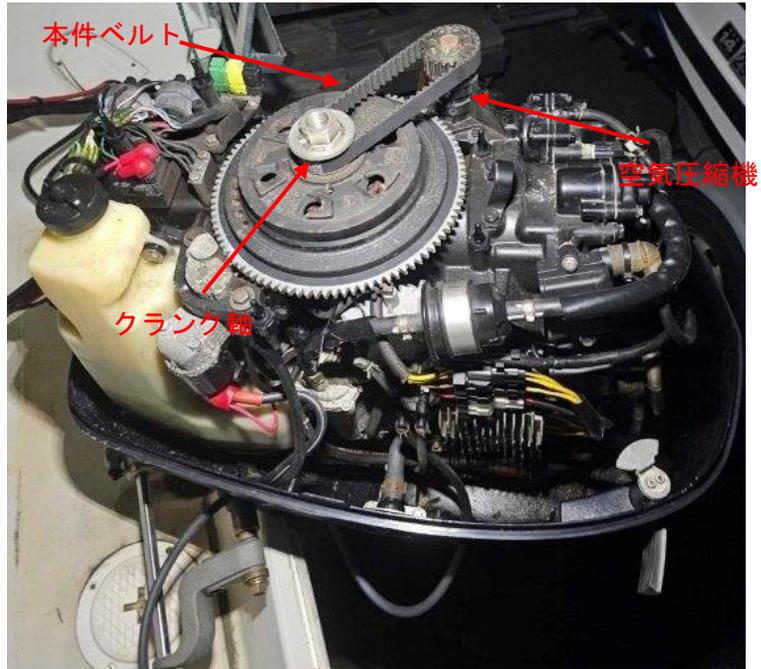


写真1 船外機内部

船長は、船外機を本インシデントの約8年前に新品で購入してから、本件ベルトを交換したことがなかった。

船外機の取扱説明書には、運転時間200時間ごと又は1年ごとに本件ベルトを点検し、2年ごとに交換するよう記載されている。

船長は、取扱説明書に本件ベルトの点検及び交換時期が記載されていることに気付かなかった。

船外機製造会社によれば、本件ベルトは、ゴム製であり、経年劣化で緩みを生じて脱落することもあるとのことであった。

分析

本船は、約8年間本件ベルトが交換されていない中、航行中、本件ベルトが脱落したことから、空気圧縮機が駆動できず、シリンダーに空気の供給が途絶え、船外機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。

船長は、取扱説明書に本件ベルトの点検及び交換時期が記載されていることに気付かなかったことから、約8年間本件ベルトを交換しなかったものと考えられる。

原因

本インシデントは、本船が、約8年間本件ベルトが交換されていない中、航行中、本件ベルトが脱落したため、空気圧縮機が駆動できず、シリンダーに空気の供給が途絶え、船外機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。

再発防止策

今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- ・ 船舶所有者は、取扱説明書に従って、定期的に船外機の空気圧縮機の駆動用ベルトを点検し、交換すること。